

平成23年7月1日

入札参加者各位

水戸土木事務所

東日本大震災に伴う県発注の工事及び委託業務に係る
前金払割合の引上げについて

このたびの東日本大震災の発生に伴い、県内の被災市町村の区域において施工する県発注の工事及び委託業務に係る前金払の割合が引き上げられましたので、お知らせします。

なお、水戸土木事務所が発注する工事及び委託業務については、全てが対象となります。

記

1 前金払の割合

(工事)

5億円まではその5割以内 (※引上げ前 4割以内)

5億円を超える部分についてはその部分の4割以内 (※引上げ前 3割以内)

(委託業務)

4割以内 (※引上げ前 3割以内)

2 適用時期

平成23年7月1日以降に指名通知又は入札公告を行い、平成24年3月31日までに契約を締結するもの

問合せ先

茨城県水戸土木事務所 契約課

TEL 029(225)4042